

2025年9月1日

お客さま各位

株式会社佐賀銀行

当座勘定払戻請求書の制定ならびに当座勘定規定の一部改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行では、2027年3月末日までの手形・小切手の全面電子化に向け、当座勘定からの払戻手段として、当座勘定払戻請求書を制定します。

また、取扱開始にあたり当座勘定規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 当座勘定払戻請求書の制定

(1) 利用開始日

2025年10月1日（水）

(2) 入手方法

当座預金の口座開設店の窓口にてお申し付けください。無料でお配りいたします。

(3) 利用方法

- ・ 当行所定の払戻請求書に必要事項をご記入・押印のうえ、口座番号を確認できるもの（当座勘定入金帳または当座勘定入金通帳）をご提示ください。
- ・ 払戻の取扱いは口座開設店に限ります。
- ・ 小切手のように持参人（第三者）へのお支払にはご利用いただけません。
- ・ ご利用に際し、銀行所定の本人確認資料の提示等を求める場合がございます。

2. 当座勘定規定の改定

(1) 改定日

2025年10月1日（水）

(2) 改定する規定

- ・ 当座勘定規定（一般当座用）

(3) 改定内容（改定箇所のみ抜粋）

・ 当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
<p>第7条【手形、小切手の支払】</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条【手形、小切手の支払等】</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A 届出の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>
<p>第12条【手数料等の引落し】</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができますものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第12条【手数料等の引落し】</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができますものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第16条【印鑑照合等】</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)~(3) 省略</p>	<p>第16条【印鑑照合等】</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)~(3) 省略</p>

以上